

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 「妊娠・出産などを契機とした不利益取扱いの禁止」

～ 平成27年1月23日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達 ～

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法では、労働者が妊娠・出産・育児休業等の申出や取得をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをすることを禁止しています。今回改正の解釈通達では、妊娠・出産・育児休業の申出又は取得等をしたことを契機として(基本的にその事由と時間的に近接して)不利益取扱いが行われた場合も同じく法違反となることを明確にしました。

発生した事由	禁止される不利益取扱いの例
妊娠、出産 妊婦健診など母性健康管理措置 産前・産後休業の取得 軽易な業務への転換 つわり、切迫流産などで就業不可、能率低下 育児時間の取得 時間外・休日労働をしない 育児休業 子の養育のための短時間勤務措置 子の看護休暇 など	解雇 雇い止め 契約更新回数の引き下げ 退職勧奨(強要) 非正規社員への転換の強要 降格 減給 賞与等における不利益な算定 不利益な配置転換 不利益な自宅待機命令 昇進・昇格の人事考課で不利益な評価をする 仕事を与えない、雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

ただし、例外として①業務上の必要性の内容や程度が、不利益取扱いにより受ける本人への影響の内容や程度を上回ると認められる特段の事情が存在するとき、②本人がその取扱いに同意をしており、不利益な影響の内容や程度を上回る有利な影響の内容や程度が存在し、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者であれば同意するような合理的な理由が客観的に存在するときは法違反になりません。



詳細はこちらで

厚生労働省HP ホーム>政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/)